

株 主 各 位

(証券コード 5444)

2020年6月10日

兵庫県姫路市大津区吉美380番地

大和工業株式会社

取締役社長 小林 幹 生

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を鑑み、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等による議決権行使をご検討ください。書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2020年6月24日（水）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市大津区吉美380番地 当社やまとホール
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第101期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月24日（水）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2)インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合は、3～4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年6月24日（水）午後5時までに行使してください。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト

(<http://www.yamatokogyo.co.jp/yamato/yamatol/investors/shm.html>)

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（上記URL）において掲載することによりお知らせいたします。

■新型コロナウイルスに関するお知らせ■

ご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月24日（水）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

1. 企業集団の事業の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や欧州における政治不安、中東情勢の緊迫化など先行き不透明な状況が続いたことに加え、年度終盤における新型コロナウイルス感染症の拡大が、足下の景気に甚大な影響を与えました。

日本経済におきましては、雇用・所得環境の改善や民間設備投資が堅調に推移したことから、景気は緩やかな回復基調にありましたが、消費税増税や天候不順に加え、年度終盤からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け経済活動が停滞しており、今後も非常に厳しい状況が予想されます。

このような状況のなか、当社グループの経営環境は、米中貿易摩擦による景気の先行き懸念から、鋼材需要は総じて弱含みで推移しました。主原料であるスクラップ価格は2019年末にかけ、一旦下げ止まったものの、鋼材需要の鈍化から2020年に入り再び下落基調に転じております。また、製造コストに大きな影響を与える電極価格につきましては、2019年初め頃から低下に転じております。一方で、当社グループで唯一、鉄鉱石ペレットを主原料とするスルブカンパニーBSC(c)(以下SULB社)では、鉄鉱石価格は一時の高騰期を脱したものの、中国の旺盛な需要により引き続き高値圏を維持している影響を大きく受けております。

国内鉄鋼事業におきましては、ハイテンションボルト不足による工期遅れの状況は脱したものの、景気の先行き不透明感から工場・中小ホテル建設等の新規投資を見直す動きが鋼材需要に影響を与えており、2020年3月期末に向け、販売数量は減少傾向となっております。このような状況のもと、当社は需要に見合う生産・販売に努めた結果、鋼材の販売数量は前期を下回り、前期比減収となったものの、営業利益は主原料であるスクラップ価格低下メリットを受け前期比増益となりました。なお、造船所向けの船尾骨材等につきましては造船所が過去の低船価で受注した船の建造を進めていることから数量・価格とも厳しい状況が続いております。

連結子会社を有する韓国、タイ国、また持分法適用関連会社を有する米国、バーレーン王国、サウジアラビア王国におきましては、いずれも昨年1月～12月の業績が当連結会計年度に反映されます。

韓国鉄鋼事業では、韓国政府が行った借入残高の上限設定等の不動産取引規制により、新規のアパート建設着工数減少の影響を受け始めており、下期は厳しい状況となりましたが、上期において、スクラップ価格低下のメリットを受け利益を確保できたことから、営業利益は前期比増益となっております。

タイ国鉄鋼事業では、民間の設備投資が落ち込んでおり、国内需要は公共投資向けに支えられている状況が継続しております。そのような状況のもと、タイ国内市場ではアンチダン

ピング規制が終了した中国からの輸入は少量ながらも継続していることに加え、マレーシアで本格的に操業を開始した新興メーカーからのH形鋼流入の影響を受けております。また、主要輸出先である東南アジア市場では、パーツ高に加え、韓国・中国・マレーシアからの輸出攻勢を受け、販売数量は減少しております。その結果、売上高は前期比減収となっておりますが、営業利益はスクラップ価格低下のメリットを背景に、前期比で増益となっております。また、タイ国内においては、2019年11月に稼働を始めた鋼材物流センターを活用し、小ロット短納期対応という強みをさらに押し出すとともに、屋内での鋼材保管能力の増強、外部委託していた鋼材加工の一部内製化による付加価値向上などにより、輸入材との差別化及び顧客要望への対応力強化を図ってまいります。

米国の持分法適用関連会社につきましては、通商拡大法第232条による輸入関税や、中国からの輸入品に対する通商法第301条の発動もあり、一定の収益を確保しております。また、プロジェクト案件の獲得等、需要の捕捉体制強化に引き続き取り組んでおります。

バーレーン王国の持分法適用関連会社SULB社では、先行き不透明感や中東情勢不安等によりGCC諸国における政府支出等の回復が期待ほど進まず、中東市場での形鋼需要は低迷しております。そのような状況のもと、販売面では、スクラップ価格の下落に連動した製品販売価格及び中間材であるDRI・半製品販売価格の低下に加え、安価な鉄鋼製品の流入が続いております。また、コスト面でも中国の鉄鋼生産量が引き続き高水準となるなか、鉄鉱石価格はスクラップ価格と比べ高止まりしており、厳しい状況となっております。

なお、2020年3月27日に開示しましたとおり、当社グループがベトナム社会主義共和国の鉄鋼メーカーPOSCO SS VINA JOINT STOCK COMPANYの株式の49%を取得したことから、2020年3月期において、同社は持分法適用関連会社となっております。また、同社は2020年4月28日付で、名称をPOSCO YAMATO VINA STEEL JOINT STOCK COMPANY(略称PY VINA)に変更しております。PY VINAの連結業績への反映につきましては、同社の会計期間が1月～12月であることから、2021年3月期第2四半期連結累計期間より開始いたします。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は181,964百万円（前期比9.6%減）となりました。利益につきましては、営業利益は11,333百万円（前期比22.2%増）、経常利益は23,125百万円（前期比26.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては14,762百万円（前期比35.2%減）となりました。

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

・鉄鋼事業(日本)

ハイテンションボルト不足による工期遅れの状況は脱したものの、景気の先行き不透明感から工場・中小ホテル建設等の新規投資を見直す動きが鋼材需要に影響を与えており、2020年3月期末に向け、販売数量は減少傾向となっております。このような状況のもと、当社は需要に見合う生産・販売に努めた結果、鋼材の販売数量は前期を下回り、前期比減収となったものの、営業利益は主原料であるスクラップ価格低下メリットを受け前期比増益となりま

した。なお、造船所向けの船尾骨材等につきましては造船所が過去の低船価で受注した船の建造を進めていることから数量・価格とも厳しい状況が続いております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ6,466百万円減の47,552百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ652百万円増の6,161百万円となりました。

・鉄鋼事業(韓国)

韓国政府が行った借入残高の上限設定等の不動産取引規制により、新規のアパート建設着工数減少の影響を受け始めており、下期は厳しい状況となりましたが、上期において、スクラップ価格低下のメリットを受け利益を確保できたことから、営業利益は前期比増益となっております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ1,953百万円減の59,703百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ1,024百万円増の1,735百万円となりました。

・鉄鋼事業(タイ国)

民間の設備投資が落ち込んでおり、国内需要は公共投資向けに支えられている状況が継続しております。そのような状況のもと、タイ国内市場ではアンチダンピング規制が終了した中国からの輸入は少量ながらも継続していることに加え、マレーシアで本格的に操業を開始した新興メーカーからのH形鋼流入の影響を受けております。また、主要輸出先である東南アジア市場では、パーツ高に加え、韓国・中国・マレーシアからの輸出攻勢を受け、販売数量は減少しております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ10,382百万円減の66,882百万円、セグメント利益（営業利益）はスクラップ価格低下のメリットを背景に、前期と比べ1,112百万円増の5,268百万円となりました。

・軌道用品事業

当事業の売上高は、前期と比べ547百万円減の7,518百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ179百万円減の636百万円となりました。

・その他

その他の売上高は、前期と比べ15百万円増の307百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ27百万円減の10百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループの製品は、建設・土木用分野において、主に工場、倉庫、ショッピングセンター、高層ビル、中小のホテル、送電用鉄塔、止水壁等に用いられておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症拡大により、様々な影響が顕在化することが懸念されます。現時点におきましては、当社グループが被る短期的な影響としましては、建設現場や鋼材加工を行うファブリケーターの稼働率の低下や、輸送の停滞等が発生しており、長期的な影響としましては、建設・土木プロジェクトの延期や中止による鋼材消費の落ち込みが考えられます。

また、消費の落ち込みによる経済の停滞につきましても、その影響が長引くものと思われ、鋼材需要が2021年3月期中に、2020年3月期の水準まで回復することは期待できず、2021年3月期の連結業績は前期比で大幅な減収減益を見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況下におきましても、中国の鉄鋼生産量はさほど減少しておらず鋼材在庫は積み上がっております。また、一部の製品については輸出時に増値税の還付率引き上げによる輸出促進の動きもあり、グローバルに事業を展開する当社グループとしましては今後とも中国の動向に注視してまいります。なお、中東事業につきましては、昨年未まで比較的安定していた原油価格が、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の落ち込みを受け、大幅に下落しており、GCC諸国における今後の投資への影響が懸念されることから、当社中東事業を取り巻く環境は引き続き楽観を許さない状況が続いております。

そのような状況のもと、当社は2019年に創立75周年を迎えたことを機に、これからの当社の方針・理念をより明確にするため、あらたに下記のとおりMission, Vision, Yamato SPIRITを制定いたしました。

Mission：鉄で未来を 未来の鉄を

グローバルな鉄事業で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します

Vision：最先端の技術で、世界のインフラを支える鉄のリーディングカンパニーを目指します

Yamato SPIRIT：

- ・誇り 鉄・軌道のプロフェッショナルとして、自覚と責任を持ち行動します
- ・モノづくり 世界基準の製品・サービスを、徹底した安全のもと提供します
- ・グローバル 世界中、どこにおいても通用する人材となります
- ・和の精神 国籍、性別、年齢を超えてチームワークを発揮します
- ・フェア 高い倫理観を持ち、公正・誠実に判断、行動します
- ・挑戦 目標を高く、失敗を恐れず、未来へ向かいます

このあらたなMission, Vision, Yamato SPIRITのもと、当社グループは成長の源泉である海外事業を更に安定・発展・拡大させていく所存です。そのためにも、モノづくり企業として技術、経営のベースである国内事業の基盤強化を推し進め、安全を第一に、コスト競争力の強化、品質の安定と向上、デリバリーを含む顧客サービスの向上に不断の努力を続けてまいります。また、人材教育・育成にもより一層力を入れ、海外事業への展開に繋げてまいります。

当社グループは持株会社体制のもと、社会に貢献できる可能性をあらゆる角度から検討し、傘下の事業会社のそれぞれの特性と機能を活かし、活力と調和のとれたグループ経営を推し進めるとともに、世界市場をターゲットとした事業を展開してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 売上高

セグメント別の売上高

区 分	売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)	前 期 比 (%)
鉄 鋼 事 業 (日本)	47,552	26.1	△12.0
鉄 鋼 事 業 (韓国)	59,703	32.8	△3.2
鉄 鋼 事 業 (タイ国)	66,882	36.8	△13.4
軌 道 用 品 事 業	7,518	4.1	△6.8
そ の 他	307	0.2	5.2
合 計	181,964	100.0	△9.6

(4) 設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業の製鋼・圧延設備の維持更新投資を中心に総額9,780百万円の設備投資を行いました。

(5) 資金調達の状況

当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第98期	第99期	第100期	第101期
	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高	142,136百万円	176,073百万円	201,299百万円	181,964百万円
経 常 利 益	21,519百万円	17,828百万円	31,469百万円	23,125百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	11,319百万円	12,238百万円	22,793百万円	14,762百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	169円24銭	182円97銭	340円78銭	220円72銭
総 資 産	348,951百万円	367,083百万円	384,068百万円	383,025百万円
純 資 産	309,198百万円	320,073百万円	333,692百万円	342,606百万円

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を第100期から適用し、第99期の総資産については当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2. 企業集団の現況（2020年3月31日現在）

(1) 主要な事業セグメント

区 分	主 要 製 品 名
鉄鋼事業（日本）	H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、エレベータガイドレール、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工
鉄鋼事業（韓国）	棒鋼
鉄鋼事業（タイ国）	H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板
軌道用品事業	分岐器類、伸縮継目、NEWクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイプレート類、ボルト類

(2) 主要な営業所および工場

(当社)

名 称	本社所在地	営業所および工場
大和工業株式会社	兵庫県姫路市	——

(連結子会社および持分法適用関連会社)

名 称	本社所在地	営業所および工場
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区）
大和軌道製造株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区） 九州営業所（福岡市博多区）
大和商事株式会社	兵庫県姫路市	——
ワイケー・スチール コーポレーション	韓 国	——
ヤマトコウギョウ アメリカ・インク	米 国	——
ヤマトコウギョウ（ユ・エス・エー） コーポレーション	米 国	——
ヤマトホールディング コーポレーション	米 国	——
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	タイ国	——
ニューコア・ヤマト・ スチールカンパニー	米 国	——

名 称	本社所在地	営業所および工場
アーカンソー・スチール・ アソシエイツLLC	米 国	——
スルブカンパニー B S C (c)	バーレーン王国	——
ユナイテッド・スチールカンパニー (“スルブ”) Bahrain Venture Co.W.L.L.	バーレーン王国	——
ユナイテッド・スルブカンパニー (“サウジスルブ”) LLC	サウジアラビア 王国	——
ポスコ・ヤマト・ビナ・ スチールジョイントストック カンパニー (注)	ベトナム社会主義 共和国	——

(注) 2020年4月28日付で、名称をポスコ・エスエス・ビナ・ジョイントストックカンパニーから変更しております。

(3) 主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関3社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

(4) 重要な子会社および関連会社の状況
(子会社)

名 称	資本金または 出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主 要 な 事 業 内 容
ヤマトホールディングコーポレーション	46千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資 (25.00%)
ヤマトコウギョウ (ユー・エス・エー) コーポレーション	14千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資 (24.00%) 合弁会社アーカンソー・スチール・アソシエイツLLCへの投資 (50.00%) ワイケー・スチールコーポレーションへの投資 (75.00%)
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	13千米ドル	100.00%	ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤマトコウギョウ (ユー・エス・エー) コーポレーションの統括
ヤマトスチール株式会社	450百万円	100.00%	鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に関する事業
大和軌道製造株式会社	310百万円	100.00%	軌道用品の製造および販売に関する事業
ワイケー・スチールコーポレーション	5,937百万ウォン	100.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド	3,000百万バーツ	64.18%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
大和商事株式会社	38百万円	64.94%	運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に関する事業

(注) 「主要な事業内容」の () 内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

(関連会社)

名 称	資本金または 出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主 要 な 事 業 内 容
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	185百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	26百万米ドル	50.00%	鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および販売に関する事業
スルブカンパニーBSC (c)	705百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ユナイテッド・スチールカンパニー (“スルブ”) Bahrain Venture Co.W.L.L.	75百万米ドル	49.00%	合弁会社ユナイテッド・スルブカンパニー (“サウジスルブ”) LLCへの投資
ユナイテッド・スルブカンパニー (“サウジスルブ”) LLC	206百万サウジアラビアリアル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイントストックカンパニー (注)	8,344,751百万ベトナムドン	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業

(注) 2020年4月28日付で、名称をポスコ・エスエス・ビナ・ジョイントストックカンパニーから変更しております。

(5) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,791名	15名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	3名増	39.4歳	10.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。

3. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 171,257,770株
 (2) 発行済株式の総数 67,670,000株（内、自己株式5,518株）
 (3) 株主数 4,235名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
井上浩行	7,555千株	11.17%
井上不動産有限公司	5,592千株	8.27%
三井物産株式会社	4,573千株	6.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,564千株	6.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,060千株	6.00%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,837千株	4.19%
住友商事株式会社	2,461千株	3.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,781千株	2.63%
井上喜美子	1,739千株	2.57%
O R B I S S I C A V	1,730千株	2.56%

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員状況 (2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
井上 浩 行	取締役会長	
小 林 幹 生	取締役社長 (代表取締役)	
梶 原 一 美	専務取締役 (代表取締役)	
吉 田 隆 文	常務取締役 経営企画担当	
塚 本 一 弘	常務取締役 事業開発担当	
中 矢 憲 護	取締役 総務部長	
小 畑 克 正	取締役 技術統括担当	ヤマトスチール株式会社 代表取締役社長
丸 山 元 祥	取締役	大和軌道製造株式会社 代表取締役社長
米 澤 和 己	取締役	
ダムリ・タンシェヴァヴォン	取締役	
安 福 武之助	取締役	株式会社神戸酒心館 代表取締役社長
赤 松 清 茂	取締役	
武 田 邦 俊	取締役	
福 原 久 和	常勤監査役	
形 山 成 朗	常勤監査役	
中 上 幹 雄	監査役	澤田・中上・森法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役赤松清茂および取締役武田邦俊の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役形山成朗および監査役中上幹雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 取締役赤松清茂、武田邦俊、監査役形山成朗および中上幹雄の4氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 2019年6月27日開催の第100回定時株主総会において、米澤和己、武田邦俊の両氏が取締役に、形山成朗、中上幹雄の両氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 5. 2019年6月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、米澤和己および澤田恒の両氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
 6. 監査役福原久和氏は、当社の経営企画部に長年在籍し、決算ならびに財務諸表等の作成を統括していたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 監査役形山成朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 監査役中上幹雄氏は、2020年5月26日付で株式会社MORESCOの監査等委員である社外取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は安福武之助氏、赤松清茂氏、武田邦俊氏、福原久和氏、形山成朗氏および中上幹雄氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 会社役員に対する報酬等

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬等	13名	410,165千円	5名	64,507千円	18名	474,672千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

監査役中上幹雄氏は、澤田・中上・森法律事務所の代表弁護士を兼任しております。
なお当社と澤田・中上・森法律事務所との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	赤松清茂	当事業年度開催の取締役会には、10回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
	武田邦俊	社外取締役就任後開催の取締役会には、7回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外監査役	形山成朗	社外監査役就任後開催の取締役会には、7回中6回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、社外監査役就任後開催の監査役会には、11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	中上幹雄	社外監査役就任後開催の取締役会には、7回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、社外監査役就任後開催の監査役会には、11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は15回であります。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

	支給人員	支 給 額
社外役員の報酬等の総額	6名	59,271千円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	41,200千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	378千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,578千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社子会社が、PwCあらた有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続きであります。

(4) 子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、PwCあらた有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

(5) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。
 - ② 監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。
 - ③ 市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
 - ② 内部監査室は、内部統制委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - ③ 内部監査室は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には速やかに社長および監査役に報告するとともに、取締役会において報告するものとする。

- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
- ⑤ 内部監査室および監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるができるものとする。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めるものとする。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。

経営管理については、企業集団における経営の適正かつ効率的な運営を図るため、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、社長および監査役に報告するものとする。

- ② 内部統制委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部統制委員は、内部監査室に報告し、内部監査室は速やかに監査役に報告を行うものとする。また、内部監査室および監査役は、この報告に対し子会社へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ③ リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ② 監査役補助者の指揮命令権は各監査役に属するものとし、監査役補助者の任命、評価、異動等の人事事項については監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得たうえで行うこととする。

(8) 当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

- ② 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務の執行について

取締役会規則およびその他社内規定に基づき、当事業年度において取締役会を10回、経営会議を7回開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

(2) コンプライアンス体制について

取締役および使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規定に明記して運用しております。

(3) リスク管理について

「経営危機管理規定」等のリスクに関する規定に基づき、的確な管理運営を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害等を想定した訓練も定期的に行っております。

(4) グループ会社の経営管理について

グループ会社の経営管理につきましては、当社の役員または社員にグループ各社の取締役または監査役を兼務させ、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、「グループ会社管理規定」に基づき、グループ会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

(5) 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに取締役会等へ出席し、また、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室との連携を図ることで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(注) 本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	162,829	流 動 負 債	23,012
現金及び預金	99,994	支払手形及び買掛金	10,932
受取手形及び売掛金	25,428	未払金	6,136
有価証券	189	未払法人税等	535
商品及び製品	12,263	賞与引当金	591
仕掛品	435	その他	4,816
原材料及び貯蔵品	21,585	固 定 負 債	17,406
その他	2,946	繰延税金負債	11,844
貸倒引当金	△15	役員退職慰労引当金	22
固 定 資 産	220,196	退職給付に係る負債	2,756
有形固定資産	72,206	その他	2,782
建物及び構築物	15,696		
機械装置及び運搬具	34,855	負 債 合 計	40,418
工具、器具及び備品	508		
土地	17,423	(純資産の部)	
建設仮勘定	3,273	株 主 資 本	304,762
その他	450	資本金	7,996
無形固定資産	606	利益剰余金	297,075
その他	606	自己株式	△309
投資その他の資産	147,383	その他の包括利益累計額	13,015
投資有価証券	47,370	その他有価証券評価差額金	2,547
出資金	56,582	為替換算調整勘定	10,667
関係会社長期貸付金	17,334	退職給付に係る調整累計額	△199
長期預金	22,398	非支配株主持分	24,828
退職給付に係る資産	821		
その他	3,146	純 資 産 合 計	342,606
貸倒引当金	△271	負 債 純 資 産 合 計	383,025
資 産 合 計	383,025		

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		181,964
売上原価		155,738
売上総利益		26,226
販売費及び一般管理費		14,892
営業利益		11,333
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,767	
持分法による投資利益	7,744	
その他	789	12,301
営業外費用		
為替差損	204	
デリバティブ評価損	43	
その他	261	509
経常利益		23,125
特別利益		
固定資産売却益	13	13
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	95	
投資有価証券評価損	239	
その他	14	349
税金等調整前当期純利益		22,789
法人税、住民税及び事業税	5,251	
法人税等調整額	1,170	6,421
当期純利益		16,367
非支配株主に帰属する当期純利益		1,604
親会社株主に帰属する当期純利益		14,762

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	7,996	288,294	△309	295,981
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△5,981		△5,981
親会社株主に帰属する 当期純利益		14,762		14,762
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	-	8,781	△0	8,780
2020年3月31日残高	7,996	297,075	△309	304,762

	その他の包括利益累計額				非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	3,988	11,441	△118	15,311	22,399	333,692
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△5,981
親会社株主に帰属する 当期純利益						14,762
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,440	△774	△80	△2,295	2,428	133
連結会計年度中の変動額合計	△1,440	△774	△80	△2,295	2,428	8,914
2020年3月31日残高	2,547	10,667	△199	13,015	24,828	342,606

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,755	流 動 負 債	20,162
現金及び預金	1,244	関係会社短期借入金	19,720
売掛金	254	未払金	104
未収入金	1,036	未払費用	216
その他	220	未払法人税等	19
貸倒引当金	△0	賞与引当金	56
固 定 資 産	107,344	その他	45
有形固定資産	1,793	固 定 負 債	2,254
建物	432	長期未払金	1,009
構築物	44	繰延税金負債	928
機械及び装置	11	退職給付引当金	258
車両及び運搬具	13	その他	57
工具、器具及び備品	34	負 債 合 計	22,416
土地	1,204	(純資産の部)	
その他	52	株 主 資 本	85,334
無形固定資産	57	資本金	7,996
投資その他の資産	105,493	利益剰余金	77,353
投資有価証券	7,608	利益準備金	1,999
関係会社株式	78,201	その他利益剰余金	75,354
関係会社長期貸付金	17,107	別途積立金	26,090
その他	2,652	繰越利益剰余金	49,264
貸倒引当金	△75	自己株式	△15
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,348
		その他有価証券	2,348
		評価差額金	2,348
		純 資 産 合 計	87,683
資 産 合 計	110,100	負 債 純 資 産 合 計	110,100

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		11,968
営業費用		
販売費及び一般管理費		2,327
営業利益		9,640
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	782	
その他	51	833
営業外費用		
支払利息	44	
為替差損	300	
その他	0	345
経常利益		10,127
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	239	240
税引前当期純利益		9,887
法人税、住民税及び事業税	△65	
法人税等調整額	△59	△125
当期純利益		10,012

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	7,996	1,999	26,090	45,341	73,431
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△6,089	△6,089
当期純利益				10,012	10,012
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	3,922	3,922
2020年3月31日残高	7,996	1,999	26,090	49,264	77,353

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	△15	81,412	3,802	3,802	85,215
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△6,089			△6,089
当期純利益		10,012			10,012
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△1,454	△1,454	△1,454
事業年度中の変動額合計	△0	3,922	△1,454	△1,454	2,468
2020年3月31日残高	△15	85,334	2,348	2,348	87,683

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和工業株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木下昌久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本憲吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和工業株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木下昌久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本憲吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

大和工業株式会社 監査役会

常勤監査役	福原久和 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	形山成朗 ㊟
監査役（社外監査役）	中上幹雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、普通配当は1株につき40円といたしたいと存じます。また、当社の創立75周年を記念し、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すため、1株につき10円の記念配当を加え、当期の期末配当は1株につき50円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金50円（うち、普通配当40円、記念配当10円）を含め、1株につき100円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円（うち、普通配当40円、記念配当10円）
総額 3,383,224,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 提案の理由
公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条（公告方法） 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

第3号議案 取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役小林幹生、梶原一美、吉田隆文、赤松清茂の4氏は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こばやし みきお 小林 幹 生 (1957年2月5日生) 【再 任】	2008年4月 三井物産(株)米州本部 鉄鋼製品 ディビジョナルオペレーティングオフィサー 2009年10月 三井物産(株)鉄鋼海外事業部長 2012年4月 当社事業開発部長 2012年6月 当社常務取締役事業開発担当 2017年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	1,600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小林幹生氏は、2017年6月に当社代表取締役社長に就任し、これまでの国内外での豊富な経験と知識を生かし、経営の中核においてリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	やまうち やすひこ 山内 靖彦 (1959年3月1日生) 【新任】	1982年4月 当社入社 2003年10月 ヤマトスチール(株)大阪支店支店長 2006年6月 ヤマトスチール(株)取締役営業部長 兼大阪支店長 2009年6月 ヤマトスチール(株)常務取締役 営業担当兼大阪支店長 2015年6月 ヤマトスチール(株)代表取締役常務 取締役 営業担当兼大阪支店長 2017年6月 ヤマトスチール(株)代表取締役専務 取締役 営業、資材、業務統括兼大阪 支店長 現在に至る (重要な兼職の状況) ヤマトスチール(株)代表取締役専務取締役	4,300株
【取締役候補者とした理由】 山内靖彦氏は、ヤマトスチール(株)の代表取締役専務取締役を務め、営業、資材、業務部門を統括してまいりました。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	あかまつ きよしげ 赤松 清茂 (1948年8月26日生) 【再任】 【社外】	2004年6月 朝日工業㈱取締役副社長 2005年4月 朝日工業㈱代表取締役副社長 2006年1月 朝日工業㈱代表取締役社長 2015年6月 朝日工業㈱相談役 2016年6月 当社社外取締役 現在に至る	1,500株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>赤松清茂氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 赤松清茂氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、38～39ページに記載しております。
3. 赤松清茂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社と赤松清茂氏は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役福原久氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
なかや けんご 中 矢 憲 護 (1967年2月5日生) 【新任】	1991年4月 当社入社 2010年7月 当社総務部長 2015年6月 当社取締役総務部長 2015年12月 当社取締役総務部長兼内部統制・ 内部監査担当 2016年7月 当社取締役総務部長兼内部監査担当 2019年5月 当社取締役総務部長 現在に至る	1,800株
【監査役候補者とした理由】 中矢憲護氏は、当社の総務部長を務めるなど、事業運営に関する経験・見識を有しており、客観的・公正な立場で業務執行に関する適切な監査を行えるものと判断し、新たに監査役候補者いたしました。		

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、中矢憲護氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(ご参考)

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

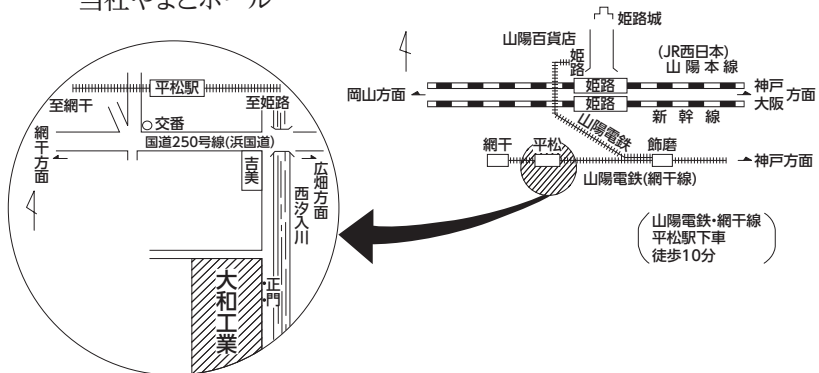
- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注5）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注6）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主（注7）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）
- ⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
4. 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
5. 一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう
6. 主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関または債権者をいう
7. 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
8. 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
9. 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

以 上

株主総会会場ご案内略図

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
当社やまとホール



この用紙は再生紙を使用しております。